

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和8年7月14日（火）午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	北 中 賢 一
委 員	倉 幹 夫
委 員	畑 崎 幸 男
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	甲 斐 嘉 晃
委 員	丸 田 智代子

事務局	局 長	今 中 豊
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	塩 見 瞳 季

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	井 上 太 郎
	技 師	川 崎 優 海

京都府農林水産部水産課	技 師	森 川 綾 子
-------------	-----	---------

舞鶴市産業振興部水産課	課 長	真 下 了 代
-------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域

)) の漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第 3 号議案 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第 4 号議案 固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

5. 議事

事務局長

定刻となりましたので、今年度 2 回目の海区調整委員会を開催させていただきます。

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。本日は、吉本委員が、やむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は 9 名で、委員会規程第 6 条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

本日は、皆様御多用の中、また、酷暑の中、出席いただきましてありがとうございます。

本日は 4 つの議案がございます。

第 1 号議案「特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第 2 号議案「特定水産資源(べにずわいがに日本海系群(知事許可水域))の漁獲可能量について」、第 3 号議案「小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))の制限措置等について」、第 4 号議案「固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)の制限措置等について」、以上 4 つの議案は京都府知事からの諮問ですので、答申に向けて御審議ください。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。川崎副会長、狩野委員よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

まず第 1 号議案でございます。「特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 8 管理年度における知

事管理漁獲可能量について」、審議します。京都府から説明をお願いします。

森川技師 (第1号議案について説明)

葭矢会長 只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございますか。

倉委員 現状での消化量を教えてください。

森川技師 7月8日時点での消化量は、小型魚については11月30日まで漁獲禁止ですので、消化率は、0%となっております。

大型魚については、それぞれ追加配分後の計算で、全体の枠では概ね40%の消化となっております。

各区分では、定置漁業が同じく41%、日本海の漁船漁業が27%、その他海域が59%ほどとなっております。

倉委員 日本海の小型魚の漁船漁業も11月末まで漁獲禁止ですか。

森川技師 そうです。漁船漁業の小型魚も、12月1日から漁獲可能となっております。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。
小型魚の消化率ですが、定置漁業が41%で間違いないですかね。

森川技師 そうですね。
7月8日時点の消化率となります。

葭矢会長 日本海の漁船漁業者が27%、その他海区が59%ということです。
よろしいですか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御質問等ないようですので、本議案は、特に問題がないということで、京都府知事に原案に異議がない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 第1号議案について、異議ない旨答申をさせていただきます。
続きまして、第2号議案、「特定水産資源（べにずわいがにに日本海系群（知事許可）水域）の漁獲可能量について」、審議いたします。京都府から説明をお願いします。

森川技師 （第2号議案について説明）

葭矢会長 只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございますか。
近隣県で、べにずわいがにを獲ってるのは、どこになるのでしょうか。
この枠の中で資源管理をするという話で、京都は実績がないとのことですが。

森川技師 知事許可の水域ですので、隣県の兵庫県の但馬地域であったり、福井県、石川県、富山県などでも試行水準が示されています。

葭矢会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

倉委員 現行水準と試行水準は、それぞれどのように解釈すればよいですか。

森川技師 試行水準に関しては、資源管理の STEP2 の段階で使われる用語で、基本的には、試行目安水準という、概ね何トンぐらいであれば採捕可能なかを目安に TAC の配分の試行を実施しているときに行われる用語やトン数です。

現行水準に関しては、現時点で管理しているものではなくて、TAC が完全に導入されたときに、現在の漁獲努力量から変更せずに漁獲を進めていくということです。STEP2 の段階では、現行水準という用語は使われません。

葭矢会長 京都府の場合は、政府の現行水準と表現してあるので、もうすでに資源管理が、法律に基づいて行われているということですね。
試行水準というのはまだ STEP2 の段階で、今後これが現行水準になるかをしっかりと調べていく、実績を積み上げていくというイ

メージでいいですか。

森川技師 そうですね。
STEP2 のステップアップ管理途上における試行錯誤の段階での実施というイメージで考えていただければと思います。

倉委員 ぶりも STEP2 ということで、京都の場合は、試行水準という言い方をされていなかったかと思うのですが。

森川技師 試行水準の中で目安数量として、令和 8 管理年度だと、1042 トンという数字が示されています。
ただ、べにずわいがにに関しては漁獲実績がないので、0 トンになっています。

倉委員 現行水準、試行水準、目安水準の 3 つがあるのですか。

森川技師 目安水準はなくて、試行水準のときに、大体何トン獲っていいですという目安数量があります。
ただ、STEP2 の管理中なので、例えばぶりも 1042 トンを超過してもペナルティとか、採捕制限というものは特にありません。

葎矢会長 ぶりの 1042 トンも試行水準の 1 つなのですか。

森川技師 試行水準のときに目安数量が水産庁から示されるということです。

葎矢会長 べにずわいがにには、試行水準 0 トンということですね。
試行水準に何トンと数値が入っている都道府県もあるということですね。

森川技師 漁獲実績があるところは、示されていることになります。

葎矢会長 その他、いかがでしょうか。
べにずわいがにについては、本府では操業する漁業者がおられない現状での諮問となっておりますけれども、よろしいですか。

【発言者なし】

それでは御質問等ないので、本議案は、特に問題がないということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

第2号議案について、異議ない旨を答申させていただきます。
続きまして、第3号議案、「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について」、審議します。
京都府から説明をお願いします。

川崎技師 (第3号議案について説明)

葭矢会長　只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございますか。

川崎副会長　舞鶴では漁業時期が１１月１５日から３月３１日までとなっていますが、地区によっては、４月１０日まで操業することはできるのですか。

川崎技師 漁業時期は取扱方針の中で、当時の漁業者の中で協議して定めた内容になっております。

もし舞鶴の漁業者の中で、操業時期を少し変更したいということであれば、新たな時期について、海区漁業調整委員会で諮問させていただいた上で承認を得られれば、時期の変更は可能だと思います。

川崎副会長 操業時期の開始日を１０日ほどを遅らせ、終了日を４月１０日頃にできないかという話が漁業者間で出ておりまして、お聞きしました。

川崎技師 漁業時期については、漁協舞鶴支所や漁業者の意見を聞いた上で調整させていただきたいと思います。

葭矢会長 その他いかがでしょうか。

許可の有効期間について許可日から5年間とありますが、現行許可225件の許可日は、バラバラなのですか。

川崎技師 令和2、3年頃に、許可上限を247件と定め、それ以降、毎年、新規申込や廃業がありますので、年によって許可日はバラバラになっております。

葭矢会長 分かりました。

村岡委員 なまこの漁獲について、地域によって、水視、潜水、けた網と、いろいろありますが、それは自由にできるのではないのですか。
伊根では手で引っ張るであるとか、けた網のところもあります。
けた網は、5トン未満の船で曳くなど、それも大丈夫なのでしょうか。

川崎技師 なまこは、共同漁業権の対象に含まれ漁業権区域内では、潜水漁業や水視漁業等で漁獲されます。

今回諮問の手続第三種漁業の1種である、なまこけた網漁業は、知事許可漁業であり、許可の上限や船舶の総トン数の制限を定めた上で、事前に申請を受付け、許可を受けたもののみ操業が可能となっています。また、令和2年の漁業法改正以降、申請公示をする前に、委員会へ制限措置等について諮問する必要があります。

潜水漁業や水視漁業は、許可漁業ではないので制限措置等を定めておりません。

村岡委員 分かりました。

葭矢会長 共同漁業権の対象になまこが入っているのですね。共同漁業権区域内では水視漁業や潜水漁業で獲る対象になっていると。

それに対して、けた網漁業では、砂泥底に転がっているなまこを、機械的にけた網で獲るということよろしいですか。

川崎技師 そうです。砂泥底の凹凸部に生息しているなまこをけた網を曳いて獲る漁法になります。

葭矢会長 けた網漁業のほうが、効率良く獲れるということですね。

川崎技師 そうですね。なまこは、小さい時は岩場にて、潜水漁業や水視漁業で獲られますが、ある程度サイズが大きくなると砂泥地に移動し、けた網漁業で獲れるなまこのほうが、サイズが大きい話は聞きます。

葭矢会長 村岡委員さんよろしいですかね。まだ疑問がございますか。

村岡委員 なまこの中国へ輸出については、どうなのですか。

川崎技師 いまだに輸入規制が続いています。

村岡委員 分かりました。

葭矢会長 その他、いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御質問等ないようですので、本議案は、特に問題がないということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 第3号議案について、異議ない旨を答申させていただきます。
続きまして、第4号議案「固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)の制限措置等について」、審議します。
京都府から説明をお願いします。

川崎技師 (第4号議案について説明)

葭矢会長 只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございますか。

川崎技師 ひらめ底刺網漁業は小橋地区と三浜地区にのみ許可を出しております。

葭矢会長 現行許可の9件も、全て小橋地区と三浜地区の方々ということですか。

川崎技師 そうですね。

葭矢会長 分かりました。
いかがでしょうか。
御質問等ございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、特にご発言がないようですので、本件は特に問題はないということで、答申することとしてよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 それでは異議ない旨答申をさせていただきます。
以上で議案は終了いたしました。
続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項、大中小型まき網漁業との調整について、これは事務局から説明をお願いします。

本多次長 (報告事項について説明)

葭矢会長 只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございますか。

狩野委員 今は日本海も太平洋も海洋環境が激変しています。そういう中で TAC を設定して、マグロと同じような感覚で机上で数量を決めていくと、漁業者としては環境変動に対応できなくなります。
このような問題に、どのように対応していくかということが今後の課題になるのではないかと思います。
目の前の網に入ったものを獲ってはいけないというのか、その場合は、こうしたら獲れるとか順応性を持った政策を作っていただかないと漁業者にとっては非常に対応が難しいです。

葭矢会長 TAC 管理が進んでいく中で、京都府では定置漁業が主要漁業であ

り、これは網に入るのを待つ漁業ですので、獲る獲らないの判断をするのが非常に難しいと思います。

これは京都だけの問題ではないと思いますので、水産庁に要望を出すなり、難しいとは思いますが技術開発を進めていただく。

入網後の放流個体がどの程度生存するのかのデータも含めて、しっかりとやっていただかないと、定置漁業者も熱を持ってやれないと思いますので、そのあたりも、水産庁の方へ要望を挙げていかなければなりません。全国海区漁業調整委員会連合会でも同様の要望があがっており、先日、水産庁、外務省、海上保安庁、国交省へ、全国都道府県の各海区調整委員会からの要望内容を、全漁調連として要望書にまとめて提出しました。その中で、定置網漁業の資源管理が難しい点を、どのようにして漁業者の気持ちを酌んでいただけるのかという旨の説明を、私のほうからもしました。

前回の第9回委員会でも意見が出ましたとおり、現場はかなり疲弊しているということはお伝えしました。

これからますますTAC管理が本格化していく中で、定置をTACに合わせて資源管理できる漁法にしていくことも、並行して考えていく必要があると思います。

狩野委員から本府の漁業全体を通しての意見がありました。

その他何かございませんか。

事務局からの報告事項について、また、本日の委員会全体を通したことでも構いません。

全漁調連の要望活動について話しますと、AISを安全航行のため常時作動を求めることや、ミニボートやプレジャーボートについても、免許や検査、保険の制度が不十分だという中で、漁業者としては事故を起こしたくないので、できるだけ事故を少なくするための施策を講じて欲しいなどの要望がありました。

漁業に関連することは、水産庁で管理されているのですが、AISの作動については、それぞれ個別の船舶ごとに責任を持って対応してもらいますという回答しかもらっていないのです。

そこはもう少し辛抱強く要望していこうと思っております。

その他いかがですか。よろしいですか。

それでは御質問等ないようですので、事務局から連絡事項などありますか。

本多次長

次回の委員会は8月17日から31日の間で開催したいと考え

ております。

委員様のお手元に、日程調整用紙をお配りしております。

御都合の良い時間等を記入いただき、今週末１７日の金曜日までに提出ください。

事務局からは以上です。

葭矢会長 予定より少し早いですが、これを持ちまして、第１０回委員会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

お疲れ様でした。

【閉会 午後３時００分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和８年８月２０日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員